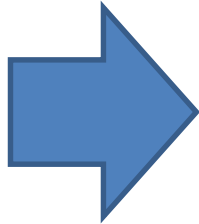
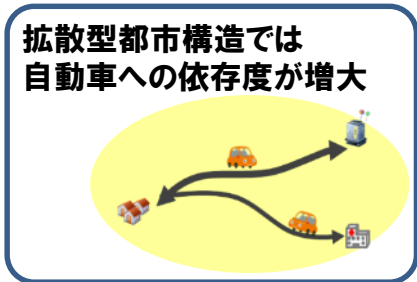


国土交通省説明資料

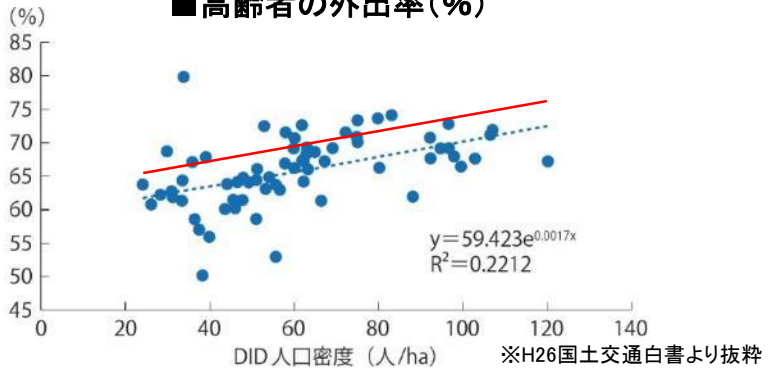
国土交通省
令和元年6月10日

健康の増進とコンパクトシティ化の関係

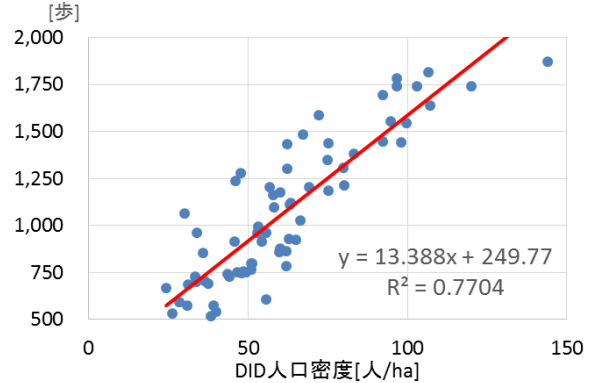
◎都市が集約化され、居住地と拠点地区が近接するほど徒歩や公共交通を利用して日常生活を営む市民が増加。
 ⇒コンパクトシティ化により、高齢者の外出機会、市民の歩行量が増加し、健康な市民の増加や医療費の抑制が見込まれる。



■高齢者の外出率(%)



■移動行動における一日一人あたりの歩行量(歩/人・日)



■見附市運動経験者一人あたりの医療費の推移

□見附市で行われている大規模健康づくり事業では、**継続的に運動を実施する高齢者群は、実施しない群と比較して年間約10万円医療費が少ない**という結果。



※1 参加者228人中4か年継続で国民健康保険の被保険者であった者
 ※2 運動群と比較のために性・生年および総医療費を合わせ、国民健康保険4か年継続加入者から50倍の人数を抽出

見附市運動継続者:(株)つくばウェルネスリサーチがサポートする見附市運動教室への継続参加者

出典: つくばウェルネスリサーチ、e-wellnessシステムによる医療費抑制効果

出典: H22全国都市交通特性調査データ、「健康増進のための歩行量実態調査とその行動群別特性分析への応用(筑波大学谷口教授ほか)」をもとに国土交通省作成
 ※H22全国都市交通特性調査対象都市のうちDIDを有する69都市の20歳以上の移動データをもとに分析

コンパクト・プラス・ネットワークのための計画制度

- 平成26年に改正した都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法に基づき、都市全体の構造を見渡しながらか、**居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導と、それと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成**を推進。
- 必要な機能の誘導・集約に向けた市町村の取組を推進するため、**計画の作成・実施を予算措置等で支援**。

立地適正化計画（市町村が作成）

【改正都市再生特別措置法】(平成26年8月1日施行)

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

拠点エリアへの医療、福祉等の都市機能の誘導

◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進

- 誘導施設への税財政・金融上の支援
- 福祉・医療施設等の建替等のための容積率の緩和
- 公的不動産・低未利用地の有効活用

◆歩いて暮らせるまちづくり

- 歩行空間の整備支援

歩行空間や自転車利用環境の整備

◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

- 誘導したい機能の区域外での立地について届出、市町村による働きかけ
- 誘導したい機能の区域内での休廃止について届出、市町村による働きかけ

居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

公共交通沿線への居住の誘導

◆区域内における居住環境の向上

- 住宅事業者による都市計画等の提案制度

◆区域外の居住の緩やかなコントロール

- 一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ

地域公共交通網形成計画

（地方公共団体が中心となって作成）

【改正地域公共交通活性化再生法】(平成26年11月20日施行)

- ◆まちづくりとの連携
- ◆地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

拠点エリアにおける循環型の公共交通ネットワークの形成

デマンド型乗合タクシー等の導入

コミュニティバス等によるフィーダー（支線）輸送

地域公共交通再編実施計画

（地方公共団体が事業者等の同意の下作成）

- 事業の具体的内容
 - ・運行主体
 - ・運行ダイヤ
 - ・ルート
 - ・運賃 等

国土交通大臣の認定

関係法令の特例・予算支援の充実

→加えて、地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業への出資等の制度を創設するため、平成27年8月に地域公共交通活性化再生法等を改正



立地適正化計画

地域公共交通網形成計画

連携

好循環を実現

コンパクトシティ形成支援チームによる省庁横断的な支援

- コンパクトシティの推進に当たっては、医療・福祉、地域公共交通、公共施設再編、中心市街地活性化などの**まちづくりと密接に関係する様々な施策と連携し、整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的な取組として進めていくことが重要。**
- このため、まちづくりの主体である市町村において施策間連携による効果的な計画が作成されるよう、関係府省庁で構成する「**コンパクトシティ形成支援チーム**」を通じ、**市町村の取組を省庁横断的に支援。**



コンパクトシティ形成支援チーム (H27.3設置)

国土交通省〔事務局〕

『まち・ひと・しごと創生総合戦略』
(H26.12.27閣議決定)に基づき設置

内閣官房／内閣府 復興庁 総務省 財務省 金融庁
文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省

府省庁横断的な支援

コンパクトシティ化に
取り組む市町村

(支援チームの主な取組)

現場ニーズに即した支援施策の充実

○市町村との意見交換会等を通じ、**施策連携に係る課題・ニーズを把握**

○関係府省庁において**関係施策が連携した支援施策**を具体的に検討し、**制度改正・予算要求等**に反映

➡ “横串”の視点での
施策間連携を促進

モデル都市の形成・横展開

○他の市町村のモデルとなる都市の計画作成を**関係府省庁が連携して重点的にコンサルティング**

○人口規模やまちづくりの重点テーマ別に**類型化し、横展開**

➡ 具体的な効果・事例を
目に見える形で提示

取組成果の「見える化」

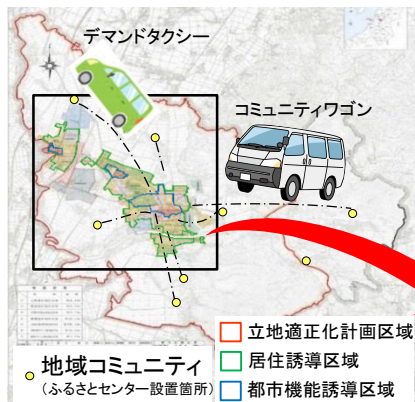
○コンパクトシティ化に係る**評価指標** (経済財政面・健康面など)を**開発・提供**し、市町村における**目標設定等**を支援

○市町村の取組の進捗や課題を**関係府省庁が継続的にモニタリング・検証**

➡ **コンパクトシティの取組の実効性を確保**

「スマートウェルネスみつけ」の実現 ~都市部と村部が持続する歩いて暮らせる健幸都市~

<見附市立地適正化計画図>

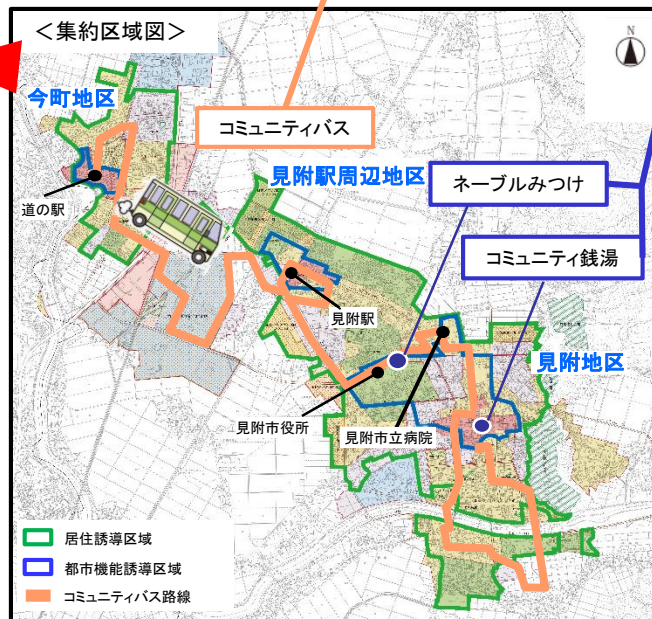


<集約区域内>

交通 バスで拠点を連結

- 市役所等の都市機能が集積する見附地区と他の地区をコミュニティバスで結び、回遊性を向上。運行間隔を**25分短縮**(45分(H26)→31分(H28)→20分(R2))
- ▶コミュニティバスの年間利用者数を約**63%増加**(12万人(H27)→20万人(R2))

<集約区域図>



<集約区域外>

地域 自治権を住民に

- 地域コミュニティ組織(11地区)において用途を地域に委ねた自由度の高い交付金により地域づくりを支援。
- コミュニティワゴンを貸与し、都市部と村部を結ぶ。



拠点 まちなかへ都市機能を集積

- 空き商業施設を改修し、市民の交流拠点として、健康運動教室、物産コーナー、子育て支援等の機能を集積。
- ▶年間利用者数**48万人**。

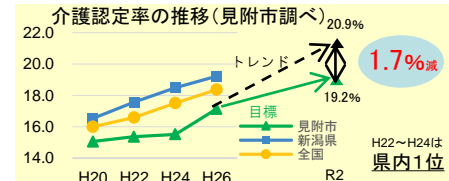


- まちなかにコミュニティ銭湯を整備。
- ▶年間利用者数**20万人**。

高齢者の外出機会を増加

健康 歩きたくなるまちなか

- 全国初の「歩こう条例」「健幸基本条例」の施行
- 健幸ウォーキングロードなど歩ける環境の整備
- 健幸ポイント制度*の導入
 *歩数や運動教室への参加等によりポイントが貯まり、地域商品券等と交換可能
- 健幸クラウドを活用した施策の実証的検証



(株)つくばウェルネスリサーチと連携

歩く高齢者数を増加

期待される効果

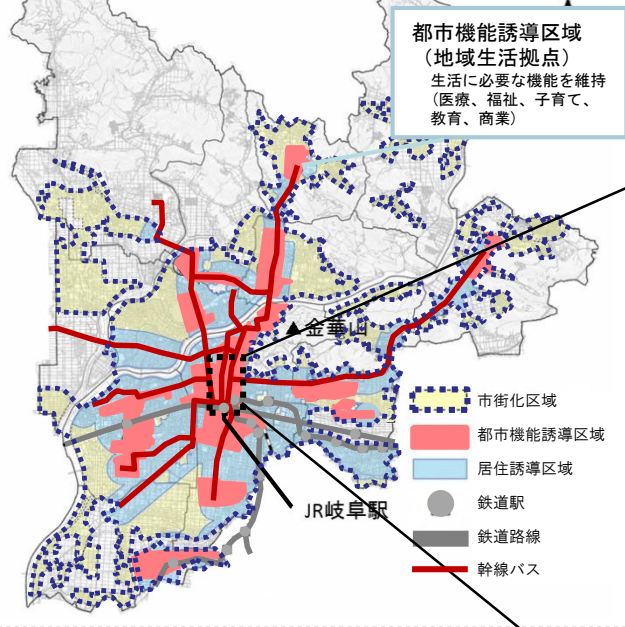
高齢者の介護費用を**5.1億円/年(※)**削減

※ 見附市の介護認定率の目標値及び「平成27年度 介護認定給付費等実態調査(厚生労働省)」に基づく一人あたり介護費用190.9千円/月より国土交通省が試算

岐阜県岐阜市:人口約40.6万人(H27)→約35.8万人(R17)

居住

幹線バス路線沿線への居住誘導
公共交通の便利な地域を居住誘導区域に設定
(市街化区域の57%)
(郊外団地は生活環境を維持しつつ誘導区域に含めない)



居住誘導区域へ3.3万人誘導(区域外人口の約20%)
居住誘導区域の人口密度を維持
51.2人/ha(H27)→51.2人/ha(R17)

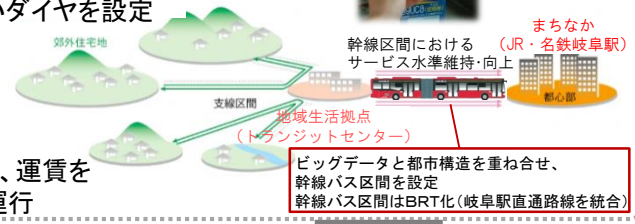
まちなかへの居住誘導
○まちなか2地域の5プロジェクトで約1100戸供給(予定含む)。更に4プロジェクトも検討中。
○まちなか居住を支援
(新築・購入:40万円~最大80万円/戸)



交通

ビッグデータや地域住民の意見を反映させた、生産性の高い持続可能な地域公共交通の再構築

- ビッグデータで乗車率の高いダイヤを設定
- 乗継拠点の整備と併せて路線分割を行い、幹線と支線を役割分担 (岐阜駅のハブ化も実施)
- 地域住民が、ルート、ダイヤ、運賃を決定するコミュニティバスを運行



沿線人口の増加によりバス利用者増加
バスの利便性向上により沿線人口増加

岐阜市柳ヶ瀬健康ステーション(健康チェック、健康づくり教室、健康相談等)

健康・運動施設
都市部の回遊性向上歩行者空間の確保

福祉・医療等施設 (3Fフロア)
福祉施設 (特養等)

バス年間利用者数

	万人	5年増減	
H12	2,390		
H17	1,780	▲610	-26%
H22	1,800	+20	+1%
H27	1,730	▲70	-4%
R2	1,900	+170	+10% <目標>

全国平均: 2%減 (H17→H25)

バス利用者増・運行の効率化により乗車効率約2割向上

健康
まちなかへ出かける仕掛けづくり
○市街地再開発と合わせて、まちなかに健康・運動施設を整備
○中心市街地空き店舗を活用した健康ステーション
○歩車分離、ウォーキングコースの案内、トイレ整備・ウォーキングMAP作成
○住民参加型の健康づくり運動 (各地域で実施)

自治会の協力でウォーキングイベント実施

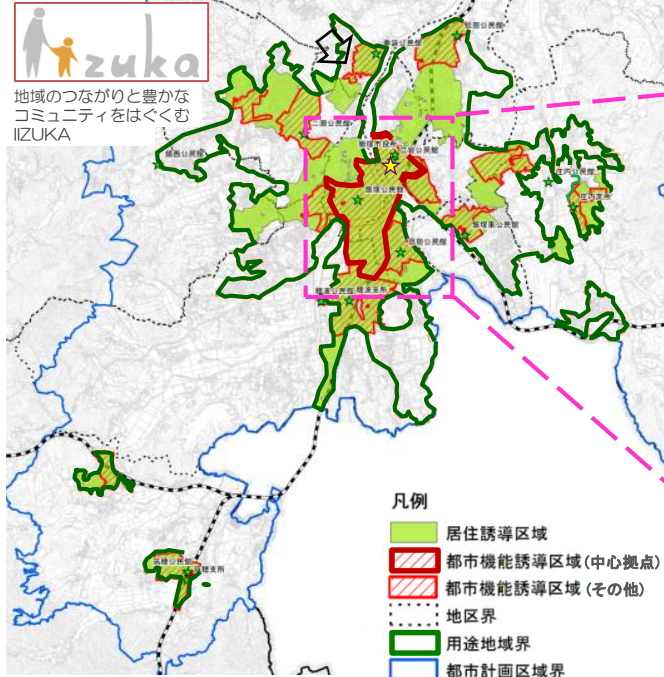
成人に占める8000歩/日歩く人の割合が増加
26.7%(H28)→**50%(R3)**※2
全国平均=32.4%※3

医療費抑制 ※1
約27億円/年

※1 岐阜市の設定する各計画の目標が達成された場合を仮定して国土交通省試算 ※3 国民健康・栄養調査 (2008~13年、2012除く) から国土交通省算出

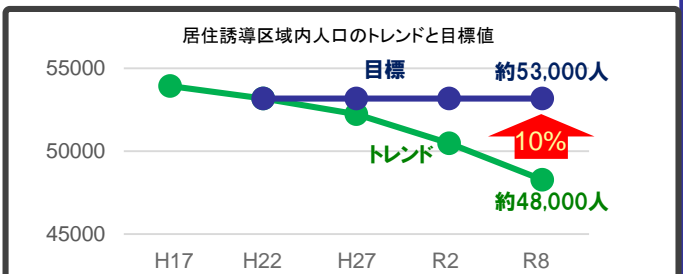
現行の用途地域の **51%** に居住誘導区域を限定し、人口減少トレンドの中、密度を確保

都市機能誘導区域を複数設定。地域の実態にあわせ、誘導施設を設定し、必要な生活サービス施設等を確保。



10年間、居住誘導区域内の人口を維持し、

推計値から、**約10%** の人口増を実現



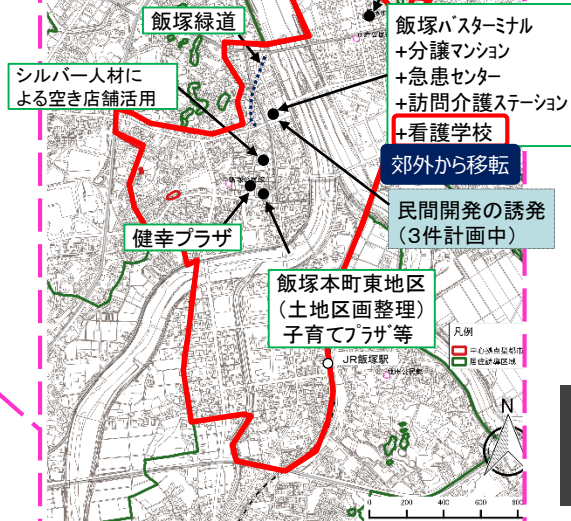
まちなかでの先行的な取組の効果を全市的に波及

まちなか 居住の推進

まちなかの福祉サービス向上による居住の推進

- まちなかの住宅供給
再開発(バスターミナル等)や区画整理(子育てプラザ等)などにより、151戸の住宅を誘致

都市機能誘導区域(中心拠点)
拠点病院、大規模な集客施設等を誘導



まちなかの賑わい創出

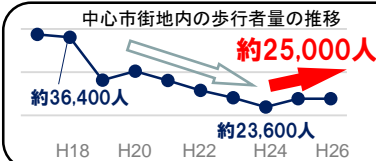


○市庁舎建替
:現在地(中心拠点)で建替を実施



○商店街の空き店舗を活用
シルバー人材センターによる飲食店経営等

○飯塚本町東地区
商業機能、子育て拠点等導入



医療・福祉の拠点づくり

- 医療施設・学校のまちなか移転
・急患センター
・看護学校、訪問看護ステーション

医師会の協力により実現

地域包括ケアの拠点

福祉サービスの生産性向上

■訪問系福祉事業者及び居住者をまちなか誘導し、福祉サービスの生産性を、

約13% 向上

居住誘導区域内の高齢者人口密度が、区域外の約10倍となることから、訪問時の移動時間の短縮分を試算 ※①

健康寿命の延伸

福岡大学スポーツ科学部との連携

- ウォーキングコース整備
- ジム整備、健康教室の開催による歩行量増

ウォーキングイベントの参加人口の拡大
1,000人(H25) → 3,000人(H30) ※いづか健康都市基本計画



○撤退したデパートをコミュニティ機能の拠点として建替。運動施設や障害児福祉機能導入(健幸プラザ)

(株)まちづくり飯塚が事業実施(100%民間出資のまちづくり会社)
※事業費約7億円

歩行量増加による医療費の削減

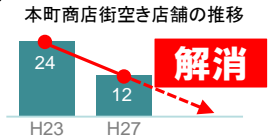
■まちなかから、全市的に歩行量の増加を波及させ、

約8.4億円 の医療費を削減

40歳~74歳の3割が一日当たり2,000歩増を想定医療費削減効果から試算 ※②

まちなかの空き店舗の解消

■まちなか居住の促進や、多様な集客施設の集積により、空き店舗を解消



空き店舗の減少トレンドをさらに継続

※①② 国土交通省試算

まちの中心部に整備する「体育施設」を核とした賑わいづくりや、健康まちづくりを支援するため、都市再構築戦略事業等の中心拠点誘導施設に体育施設を追加※し、周辺の賑わいを創出するための施設整備を本事業の対象として重点的に支援します。

※体育施設本体の整備に要する費用については、都市再構築戦略事業の支援対象外(スポーツ振興くじ助成金等を活用できる場合があります。)

■ 拡充内容 (都市再構築戦略事業 等)

都市再構築戦略事業等の中心拠点誘導施設に「体育施設」を追加※

※社会教育法第5条第4号に規定する社会教育施設のうち、社会教育調査規則第3条第13号に規定する体育館、水泳プール、運動場等の体育施設



- 都市機能誘導区域
都市のコンパクト化を図るため、医療、福祉、教育文化等の都市機能を誘導する区域
- 中心拠点区域
都市機能誘導区域内で、駅周辺等のまちの拠点となる区域
- 中心拠点誘導施設
中心拠点区域内に立地を誘導すべき施設

<参考：施設整備に対する支援制度の国費率>

国費率	支援制度
50%	都市再構築戦略事業
45%	国の重要政策に沿った都市再生整備計画事業
40%	都市再生整備計画事業

国費率を
高上げて
支援

体育施設の周辺 (中心拠点区域内) の整備 (地域交流センター、駅前広場、歩行者空間等の整備) に対し、都市再構築戦略事業により、国費率50%で支援 (現行：都市再生整備計画事業により、国費率40%もしくは45%で支援 (上表参考))

居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの推進

- まちなかの歩行者空間の創出や都市空間の官民ボーダレス化の推進等により、まちなかに、ひとが集まる動機と居心地の良さがあり、歩きたくなるひと中心の空間を創出。

※ 都市空間の官民ボーダレス化：公共空間の民間利用、民有空間の公的機能発揮

→ 多様な主体の交流によるイノベーションの創出や地域消費の活性化を図る



公園を芝生や民間カフェ設置で再生、近接する大通りでは定期的にマルシェ等を開催（東京都豊島区）



駅前の歩行者空間、緑地の創出(姫路市)